

第28期東京都青少年問題協議会
第4回専門部会

平成21年3月26日(木)
都庁第一本庁舎33階 特別会議室S6

午後 6 時 0 0 分開会

青山青少年課長 お待たせいたしました。本日はご多忙の中、夜間にもかかわらず、青少年問題協議会第 4 回専門部会にご出席いただきましてまことにありがとうございます。定刻となりましたので、まだお見えになっていない委員の方もいらっしゃると思いますが、たゞいまから開催させていただきます。

前田部会長、議事の進行をよろしく願います。

○前田部会長 それでは、早速ですが、議事に入ってまいりたいと思います。

「ネット・ケータイをめぐる有害情報及び不法行為への対応策について」をこれから審議していただくわけですが、まず事務局から資料のご説明をいただいて、その後、論点を挙げていただいているものに従って議論をしてまいりたいと思います。

課長から資料に従ってご説明をいただければと思います。よろしく願います。

○青山青少年課長 これまで 3 回にわたり専門部会でヒアリングを行いまして、委員を含めた 4 人の方々からのご発表と、委員の皆様による質疑、意見交換がございました。それらを踏まえまして、事務局のほうで再度まとめるような形で、ネット・ケータイに関する資料ということで作成いたしました。目次を含めて全部で 22 ページのものです。今卓上にお配りしておりますとおり、差し替えといいますが、新しい数字に変わったものがございますので、そのところ 7 ページ、8 ページを、卓上にお配りしているものと差し替えていただければと思います。

この資料につきましては、初回到事務局から説明申し上げた内容と重複している部分もございますが、時間の都合等もあり詳細にご紹介できなかったもの、あるいは質疑があった関係のものを新たに加えておりますので、本日はそういった点を中心に触れてまいりたいと思っております。

資料 1 及び資料 2 の論点整理ともにネット・ケータイの問題に絞っておりますので、有害図書など情報の内容に絡む問題、児童ポルノの問題などもそちらに入ることと思いますが、そちらにつきましては 2 ～ 3 回先の専門部会で同じように資料と論点整理ということで用意して議論をいただきたいと思っております。

資料 1 の最初のページは目次となります。こういった形で現状と問題点、国の取組、都の取組、他県の状況、業界の対応ということでまとめさせていただいております。

1 ページの(1)「現状と問題点」、最初のページでは導入も兼ねまして、問題の深刻性とか重要性について、さまざまな資料により明らかにしております。

ですが、最初に書かせていただいておりますのは、安川委員のご発表、資料提供をいただきましたとおり、今の子どもたちがケータイに縛られている現状、その下のほうでも、いろいろな著書名とか、大学の研究室の報告書から抜き出したものでございますけれども、子どものメール依存という問題についていろいろ分析がなされております。

生活上の問題点としては、平成19年度のPTA全国協議会の意識調査というところで、勉強や授業に集中できなくなる、親への隠し事がふえる、生活のリズムが崩れるなど、生活のさまざまな側面で支障があるということが挙げられておりますし、一番下にありますように、セガの調査ですが、おふろで携帯電話を使ったことがある10代の青少年は52.6%にもものぼっていたという調査結果も出ております。

2ページ目になりますが、「フィルタリングの認知度及び普及率」の推移を載せております。

認知度、実態調査、報道発表ということで、三つのカテゴリーに分けておりますけれども、調査時期だけでなく、調査自体により調査対象の属性が異なるからだと思いますが、同じような時期でも数値に差が見られております。

報道発表の一番下のところがございますが、社団法人電気通信事業者協会（TCA）が半年に1度発表している、事業者側で把握しているフィルタリングの利用者数は着実に100万単位以上でふえ続けております。しかし、お聞きしましたところ、もともとの母数となる、インターネットに接続できる携帯電話を持っている小中高校生の正確な数がわかりませんので、あくまでも推計で約750万人といたしますと、20年9月末現在で約60%の普及率と見られております。

実態調査のところ、平成21年2月、「フィルタリングに関する実態調査（東京都青少年・治安対策本部）」というのがありますが、最新の調査でございまして、3月18日にプレス発表したところございまして、そちらの内容につきましては、参考資料ということでお配りした中の一番後のほうに、プレスの発表資料と一緒につけております。こちらは小学4～6年生、中学1～3年生で、ケータイを持っている子ども300名の保護者に対する調査だったんですけれども、加入率（普及率）は、そこに書かれておりますとおり6割弱ということだったんですが、こちらの調査の主な訴求項目としては、新規契約時点で入らなかった未加入者の8割が、事業者が昨年の秋以降、勧奨した後にも加入していないという実態がありますということで、こちらの内容をつい先日発表しております。細かく説明する時間がございませんが、後ほどごらんいただきたいと思います。

3 ページ、4 ページ目におきましては、第 1 回専門部会で事務局からご説明をいたしました、子どもが加害者となる行為の態様、違法情報、有害情報、公序良俗に反する情報の分類、4 ページ目になりますが、インターネット上の違法・有害情報と関係法令について、再度要約をした形で載せております。

オリジナルの第 1 回専門部会の資料にございました、法令の適用の限界等につきましては重複にもなりますので、本資料では省略しております。こちらも一旦ご説明をいたしましたところですので省略をさせていただきます。

5 ページの(2)「国の取組」に移ります。

につきましては青少年インターネット環境整備法の概要でございます。こちらの法律は、あと 6 日に迫っておりますが、4 月 1 日から施行になります。

青少年のインターネット利用に関しての基本法というようなものかと思えますけれども、こちらの法律の中では、何が有害情報に該当するかというものは例示にとどめまして、18 歳未満の青少年が有害情報を閲覧する機会を最小化するため、事業者、保護者、学校等いろいろな主体がフィルタリング普及促進に取り組むことを後押ししている内容かと思えます。

法律の目的の第 1 としては、青少年にインターネットを適切に活用する能力を習得させることを挙げておりまして、そのための教育や啓発活動の推進を規定しております。

保護者に対しましては、子どもがネット上の有害情報の悪影響を受けないように、フィルタリングなどの活用を検討すること、18 歳未満の子どものためにケータイを購入・使用させる場合は、保護者がその旨を事業者に申し出ること、この二つが保護者の責務とされたところでございます。

3 月に入ってから、内閣府でもキャンペーンをいろいろ事業者さんと一緒にやっておりますが、保護者にこの法律の内容や責務の内容をまず知っていただくということで、周知についてもかなり力を入れられているところでございます。

また、この法律の大きな特徴としましては、民間の関係者の自主的、主体的な取組に基盤を置いております。インターネット事業者の義務といたしましては、18 歳未満のケータイ利用者に対するフィルタリング提供義務、ネット接続ができる機器を製造する事業者に対してはフィルタリングソフトウェアの組み込みなど、利用しやすくして提供することなどが義務化されております。

また、特定サーバー管理者の努力義務として、有害情報の閲覧防止措置を講じること、

また、保護者などからの問い合わせ窓口を整備することなどが義務づけられております。

こちらの説明文なり、下のほうの総務省の資料の図にもございますけれども、民間団体事業者の取組が基本ですが、これに対して政府や地方公共団体が必要な支援に努めることというのが規定されておりますので、東京都といたしましても、保護者や青少年に対する働きかけだけでなく、事業者に対しても呼びかけたり、支援を行っていくことが必要かと思っております。

6ページの「フィルタリングの導入促進」ということで、総務省等によるフィルタリングの導入促進の要請、取組について時系列を追っております。

総務大臣から携帯電話事業者等への要請につきましては、18年11月以降、合計3回行われておりますが、その内容についてもずいぶん進展が見られております。

当初はスタンスとしては、あくまで保護者が要望すればフィルタリングを導入するということで、保護者の意思を確認するというレベルだったんですけども、第2回目の19年12月に関しましては報道でも大きく取り上げられたんですけども、フィルタリングの利用が原則という明確な方針転換がされているかと思われまます。

第3回目につきましては、平成20年4月に行われたんですけども、第2回の要請を踏まえた、総務省の中の有識者を含めた検討会での検討内容も踏まえまして、より具体的に、第三者機関の認定サイトをフィルタリングに反映すること、デフォルトのフィルタリングをブラックリスト方式とすること、その他、既存の18歳未満の利用者について保護者の意思確認を徹底することや、よりきめ細かなフィルタリングサービスの開発提供について具体的に要請がなされまして、現在、事業者においては、この要請内容を満たすべく順次作業を行っている最中でございます。その状況につきましては、資料の後のほうでもう一度ご説明申し上げます。

総務省、警察庁及び文部科学省につきましても合同で3回にわたり、都道府県知事、教育委員会、都道府県警察に対し、フィルタリングの普及促進やネットの適正利用について住民に啓発を行うよう要請をしております。最新のものにつきましては、青少年インターネット環境整備法ができたということで、その内容の周知という内容になっております。

フィルタリング普及啓発アクションプランにつきましては、フィルタリングに関する4業界、計6団体が数値目標を設定して普及促進に取り組んだということで、その目標は達成されているという内容になっております。

7ページの「保護者等への啓発活動及び情報モラル教育の充実」につきましては、詳

細については記載のとおりということで、総務省、文部科学省による e - ネット安心講座、経済産業省と日本ネットワークセキュリティ協会によるインターネット安全教室ということで開催されておりました、それぞれ対象や内容、実施回数につきましては資料のとおりでございます。

さらに文部科学省では、子どもや保護者向けにリーフレットやDVD、教員に対しては、ネットいじめに対応するためのマニュアル等を作成し配布するというような取組が行われております。

8 ページの につきましては、警察庁からの委託事業ということで、吉川委員からのご発表もいただいたところでございますが、財団法人インターネット協会が受託されておりますインターネット・ホットラインセンターの最新の20年12月末現在の通報処理及び警察の対応状況についての件数です。それから、昨年10月から始まりましたサイバーパトロール業務の民間委託の概要でございます。

9 ページの(3)「都の取組」に移らせていただきます。都の取組につきましては、国の取組に比べまして、詳しくご存じでない方が多いかと思っておりますので、今一度詳細にご説明申し上げます。

インターネット上の青少年に有害な情報対策としては、平成17年3月の青少年健全育成条例の改正によりまして、1番目の内容といたしましては、プロバイダに対し、フィルタリングの開発提供の努力義務を課しました。2番目としまして、契約時には青少年の利用の有無を確認してフィルタリングの提供を告知し、利用を勧奨する、かつ、これを標準契約内容とするということで、そういった内容の努力義務を設けました。保護者に対しても、青少年のためのフィルタリングの利用、インターネット利用について青少年に対する教育に努めること、都に対しても普及、開発、教育の施策の推進に努めることなどを定めておりますので、こちらの内容につきましては、4年前になりますけれども、すでに青少年インターネット環境整備法で規定されている内容の一部を先取りしたものとなっております。

このほか、ネットカフェに対しましても、青少年が利用する端末へのフィルタリングの装備について努力義務を課しております。こちらの1回目の改正を17年3月に行いまして10月に施行されたのですが、この改正の後に家電量販店、ケータイショップなどを調査いたしましたところ、顧客と直接にやりとりする販売契約の現場でフィルタリングの告知・勧奨がほとんど行われていない、お店の人の意識もほとんどないということが判明い

たしまして、そういった事態がございましたので、19年3月、2度目の条例改正を行いました。

この内容では、プロバイダのために利用者と契約締結の媒介取次代理などを行う者ということで、具体的には家電量販店とかケータイ販売ショップの店員ということになるんですが、この人たちに対しても告知・勧奨の努力義務を設けまして、19年7月1日に施行されております。

周知・広報活動に移りますが、2度にわたる条例改正の内容を事業者や都民に周知するために、「東京大作戦」という名前をつけておりますが、各種広報啓発活動を行いました。

内容といたしましては、事業者に集まってもらって、努力義務ではあるんですが、条例上の義務の内容を実現するためにそれぞれどういう形で店員の教育を行うのかとか、どういう形でポップなどを店頭に掲り出すのか、そういった決意を表明していただいたり、新宿駅西口広場等で実際に、フィルタリングについて、お店の人と一緒に都民の方にご説明をしたり、アンケートをしたり、そのほかテレビ番組等による周知・広報なども行っております。

フィルタリングに関する実態調査でございますが、条例施行による効果測定を兼ねまして、青少年・治安対策本部で実施したものの結果でございます。

最初の2回ですが、家電量販店やケータイ販売店を対象としたものでございます。

18年2月に行いました初回では、表の中には書いてございませんが、フィルタリングを告知・勧奨している店舗から実際に247店回収した中で、フィルタリングを告知・勧奨している店舗は約28%だったということで、これが第2回目の条例改正につながったわけです。その後平成20年2月、2回目の条例改正の半年後の状況ですが、回収数387店舗のうち、フィルタリングの告知・勧奨をしていた店舗の割合は約86%ということで、大幅な伸びが見られたところでございます。3回目の調査は、参考資料につけておりますということで先ほどご紹介したものでございます。

一番下の○につきましては、青少年育成条例の施行状況といいますが、運用実態を立入調査するというところで、都の職員が、条例の対象となるいろいろな店舗や事業所に対して立入を行っているんですけれども、その結果でございます。

条例の遵守の状況ということで、ネットカフェへの立入調査の結果では、62店舗立ち上がった中で17店舗しかフィルタリングを導入していないということで、3分の1に満たない状況でございました。

10ページの は、東京都の各部局が主催して実施している啓発事業等の内容でございます。

一番上の○にございますファミリールール講座につきましては、わりとユニークな取組ということで、ときどきマスコミの取材を受けたり、国からも注目されて、総務省の報告書に登載されたりもしている事業でございます。

前回第3回の専門部会で冊子を配付したかと思えますけれども、こちらの内容につきましては、各家庭において親子がネットやゲーム利用に関するルールづくりをすることができるように、グループワーク形式で実践的に学んでいただくという内容でございます。学校や公民館などにおきまして、小学生や中学生の保護者、場合によっては学校の先生や地域の方々も一緒に参加していただきまして、19年3月から開始しておりますが、20年3月末現在で合計61回、2,500名を超える方々の参加を得ております。

また、グループワークを行う人材としてファシリテータ、ボランティアの方々ではあるんですが、グループワークができるようにネットの知識を身につけた方々を毎年100名以上の規模で養成しております。

さらに、こちらの講座に専門性を加味するために、昨年10月からeメディアリーダーというような、ITの専門知識を持って、しかもグループワークができる人材を30余名養成いたしまして、次年度もこういったニーズが非常に高まっておりますので、全都で講座の実施を展開していく予定でございます。

次にございますのは、教育庁が行っておりますインターネット親子セーフティ講座で、17年から19年度の3カ年で開催しております。各学校では18年度から全校で開催しているセーフティ教室というのがありまして、この中でもいろいろな事案を取り扱っておりますけれども、ハイテク犯罪防止についてもやっております。

17年度に都内の小学校、中学校、高校合わせて70校を情報モラル教育実践モデル校に指定しまして、ここで実践研究されました情報モラル教育の事例を全校にフィードバックして、事例集ということで配布されたということでもあります。

最近の動きとしまして、平成20年7月に公立の小中高校、特別養護学校の生徒、保護者等を対象に、ネット・ケータイ利用に関する実態調査を行いまして、この内容を踏まえまして10月に児童生徒、保護者、教員、事業者4者それぞれに向けまして、具体的な行動を呼びかけるためのアピールを発出しました。

さらに、初回の専門部会でも資料配付させていただきましたが、本年1月末には、学校

において教職員が指導を行うための資料、「子どもが被害者にも加害者にもならないために」というものが都内の全公立学校の教職員に配付されております。

11ページの は21年度の新規事業ということで予算が成立したものでございます。

上のほうは青少年・治安対策本部の新規事業でございますネット・ケータイヘルプデスク、まだ仮称ですが、になります。こちらの内容としましては、青少年のネット上のトラブル、携帯電話等のトラブルに対応するために、電話あるいはメールで相談を受け付けて、解決の道筋を示したり、専門的な機関で取り扱ったほうがいいものにつきましては、適切な機関に対して措置をとってもらうように連携する、そういった形の相談窓口を開設、運営をする事業を、委託ですが、行う予定でございます。

図が示してございますけれども、青少年、保護者から「トラブルが発生しました」ということで、例えば「チェーンメールが来ました」ということであれば、無視するよう助言するか、心配であれば転送先を紹介しますよということ、その場の電話なりメールなりの1回の対応で済みますけれども、中傷があったり、その後に事件化が必要なものとか、削除要求をしなければいけないものなどにつきましては、助言を行うだけでなく、本人に代わってやってあげられるものについてはやってあげるということになりますし、警察等に引き継ぐ場合もあり得ます。また、右側に双方向の矢印がございまして、こちらでは関係事業者等、フィルタリング開発等ということで、情報提供という箱がございまして、青少年インターネット環境整備法で、民間事業者に対して地方公共団体が支援を行うという規定もございましたように、都の委託事業におきまして相談を通して得られましたトラブルのパターンなど、そういったものがフィルタリングの開発に役立つということが考えられますので、民間の関係事業者等に対しても情報提供を行うということで考えております。

の教育庁の事業ですが、学校裏サイト監視の民間委託ということで、公立学校約2,200のそれぞれに代わりまして、教育委員会が専門事業者に委託をしてネットの監視を行い、裏サイトの有無を調査して、具体的な誹謗中傷やいじめ、犯罪につながるおそれのある書き込み等については通報、削除依頼などのアクションを起こすものでございます。

いずれにしても、重なる部分も非常にありますし、青少年・治安対策本部と教育庁とで連携して行っていくべき事業でございますので、そのほかの機関も含めまして、都庁全体としてこういった事業も行っていきたいと思っております。

12ページの(4)「他県の状況」でございます。

先ほど東京都の健全育成条例についてご説明いたしましたが、長野県を除きまして、青少年保護育成条例とか児童愛護条例とかいろいろな名前になっておりますが、同じような条例が全国４６都道府県でつくられております。

インターネットに関連して、全国で類似の規定がどうなっているかというのを調べた結果でございます。

空白になっているところもありますように、インターネットに関する規定がない県もございますが、１８年以降ぐらいに続々と同様の規定が整備されている状況でございます。

ほとんどの県が、東京都と同じようなプロバイダによるフィルタリングの開発義務、提供義務、そういったものですが、特徴のあるところのみ申し上げますと、鳥取県は２０年４月１日に改正条例を施行いたしました。

ネットカフェのみならず、公共施設や公民館、ホテル、家電量販店なども含め、インターネットを不特定多数の利用に供する施設の管理者を名あて人としまして、青少年が使いたいと言った場合の年齢の確認義務、ネットの端末でのフィルタリング提供義務を課しまして、違反があった場合には知事が改善報告書の提出や改善を命じまして、従わなければ罰金が適用されるという内容でございます。

広島市は２０年７月１日に「広島市青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」を施行しております。青少年を過度のメディア依存から引き離すこと等の基本方針に基づきまして、啓発とかフィルタリング普及に努める条例ですが、パソコン・ケータイなどの販売、貸付等をする事業者に対しまして、それぞれの種別に応じまして、そこに記載したとおりの具体的な義務が課されております。

例えばインターネット接続機器、携帯電話を除くＰＣ等の販売事業者などは、青少年が利用することが見込まれるときはフィルタリング機能を備えるよう勧奨しなければならない、携帯電話の販売事業者については、青少年が利用することが見込まれるときはフィルタリング機能を備えた状態にして販売しなければならない、インターネットカフェ事業者については、青少年に当該機器を利用させようとする場合においては、フィルタリング機能を備えた状態にした上で利用させなければならない、電子メディアにより情報を発信し媒介することを業とする者は、青少年に有害情報の閲覧または視聴をさせないよう適正な環境を保持しなければならないといった内容でございます。これらを遵守しない事業者に対しては市が立入調査、指導・勧告を行いまして、指導・勧告に従わない事業者の氏名、住所等は公表される内容になっております。

兵庫県では、調査した時点で、現在の議会に条例改正案を上程中でありまして、その内容といたしましては、すでに兵庫県自体は、条例の中に、東京都も含めた他県とほとんど同じようなプロバイダーやネットカフェ、保護者に対する努力義務を設けているんですけども、これを「努めなければならない」という書き方ではなくて「しなければならない」ということで、努力義務じゃなくて義務としたいという内容でございます。ただし、罰則は設ける予定はないということです。

新たに設けられる特徴のある規定といたしましては、条例で定める正当な事由がない限り、原則として、青少年が利用する携帯電話へのフィルタリング利用を義務化するということです。条例で定める正当な事由として考えられているのが、障害や疾病を持つ青少年がコミュニケーションの手段として利用する場合、就労している青少年が業務に関し受発信する場合、会社で使う場合や芸能人などの場合とかあると思いますが、そういった場合、保護者が青少年のアクセス履歴など利用状況のすべてを管理する場合、その他知事が定める場合というようなことで、かなり限定した正当な事由がない限りは、携帯電話にフィルタリングの利用を義務化するというものです。

保護者がフィルタリング不要と事業者に対して申し入れるときは、その旨を書面に記載して事業者に提出する義務、ケータイ事業者は、保護者からもらった申出書を契約期間中保管する義務、こういった義務を定めるということでございます。

事業者に対しては立入調査をして指導勧告をしたり、従わない場合の氏名、住所等の公表がされる予定でありまして、保護者に対しても県が説明や資料を求め、必要な調査ができるという内容となっております。成立すれば、21年7月から施行されるということでございます。

13ページの(5)「業界の対応」に移らせていただきます。

につきましてはケータイ各社で進めてきた取組をまとめたものでございます。国の取組のところでも触れましたように、昨年4月に総務大臣からケータイ各社に対して、フィルタリング改善に向けた3回目の要請がなされました。

フィルタリングの方式は、決まったサイトにしたアクセスできないホワイトリスト、特定のカテゴリーへのアクセスが制限されるブラックリストの2種類がございますが、第三者機関が認定したサイトについてはフィルタリングの内容に反映し、ブラックリストの制限対象から外すという取組が本年の1月から2月に始まっております。

下の表で、EMAリストの反映ということで、ドコモが1月9日から、KDDIは2月

3日、ソフトバンクは1月末、ウィルコムは1月からということでございます。

18歳未満の方が契約者となっている場合に、昨年10月から、フィルタリングを利用させるかさせないかの意思確認をダイレクトメール等で保護者に対して個別に行いまして、不要の申し出がなかった方につきましては、1月下旬以降順次、フィルタリングを設定し始めております。これが表の でございます。

さらに、利用者の状況やニーズに合わせたカスタマイズ化の要請も受けまして、本年1月9日、ドコモがいち早く、サイトやカテゴリーの取捨選択をできるサービスを開始しております。NTTドコモの例がございまして、ブラックリストのフィルタリングを利用しつつ、保護者が選ぶなどした特定のサイトのみアクセスを許可するという内容でございます。

次回4月24日に予定しておりますが、第5回の専門部会に、可能であれば、ケータイ各社からオブザーバーとして参加をいただきまして、いろいろ個別のサービスについてもご質問に対応できるようにしたいと考えております。

14ページの につきましては、インターネットカフェ・まんが喫茶の現状についてでございます。警視庁が今月まとめた調査結果を使わせていただいております。都内のネットカフェ店舗数は575店ということでだいぶ増えているということですが、フィルタリングの実施率は3割弱でございます。

日本複合カフェ協会に加盟している店舗に対しましては、協会から、青少年の利用者についてはオープン席でフィルタリングのかかっているパソコンを利用するように指導しておりますが、協会加盟率が36%と低いこともありまして、なかなかフィルタリング導入が進まない状況かと思われまして。

15ページはモバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)についてでございます。

前回、桑子様からの発表に関連いたしまして、EMAの活動はどうなっているんだろうということでご質問が出たところでございます。前回の専門部会から本日に至る間に、私どものほうでEMAの事務局の方々にお話を伺う機会がございましたので、間接的なご報告にはなってしまいますけれども、伺いました範囲で、追加で情報提供させていただきたいと思っております。

EMAにつきましては、総務省の違法・有害情報への対応に関する検討会で議論がなされていたり、青少年インターネット環境整備法の前身というべき議員立法の案が発表されていた、そういった議論が起きると同時期に、19年末から設立準備がされておりました。

て、20年4月に設立されたところでございます。

E M Aの主な活動でございますけれども、青少年の利用に配慮したモバイルサイトの審査、認定及び運用監視業務でございます。こちらの内容につきましては後ほどもう少し詳細にご説明いたします。

認定業務だけ行っている機関だと思われがちですが、2番目のフィルタリングの改善・開発に関する検討、3番目に掲げました情報通信技術、リテラシー啓発・教育活動にも力を入れているということでございます。

組織構成につきましては図のとおりでございます。理事会、基準策定委員会、審査運用監視委員会という三つの独立した組織が完全に権限を分けて、三権分立で運用しているという言い方をされておりました。

設立されたときは有限責任中間法人だったんですが、現在、社団法人に改組いたしました。会員は、E M Aの活動に賛同して会費を負担した上で入会を許可された個人または法人で、総会での議決権を得たり、ワーキンググループや部会の設置を発議したり、啓発・教育等の部会活動への参加の権利などが与えられているということでございます。会員と、認定を受けている会社は全然別個のものということでございます。

E M Aの運営資金につきましては、設立時の基金、こちらはコンテンツ事業者等23社が拠出してありますが、それから会員の会費収入、認定制度の審査・運用監視料金によるということでございまして、第三者機関という法律の議論の経緯からも、国などからの財政的な支援や補助、人的な関与などはないということでございました。

理事会は、資金管理や組織運営を担当し、基準策定委員会と審査・運用監視委員会につきましては、いずれも利害関係を有しない第三者の学識経験者で構成されているということです。

基準策定委員会では、下にワーキンググループが三つほどぶら下がっておりますけれども、各ワーキンググループで検討された案をもとに、さまざまな基準の策定を行います。

前回の専門部会でもどうしてコミュニティサイトからなんだというご質問が出ていたかと思いますが、第三者機関設立のきっかけとなった議論自体が、コミュニティサイトすべてがブラックリストに引っかかってしまうからということで、設立した後にまず取りかかったのがコミュニティサイト運用管理体制認定基準ということでございます。昨年7月に認定申請を開始し、8月に第1回目の認定リストが発表されました。

17ページにコミュニティサイト運用管理体制要求項目リストがございます。4分野、

基本方針、監視体制、ユーザー対応、啓発・教育計22件の要求項目で構成されておりまして、審査基準自体は要綱のような形で数ページにわたって書いてあるんですが、その内容をほぼまとめたものということで、EMAのホームページからも見ることができるものがございます。

この22件の要求項目の内容をすべて充足しないと認定が付与されないということで、この基準に基づきまして、さらに細目といいますか、審査細則が決められているようですので、細かくどういうふうに適用されるかというのは外からはうかがい知れないんですが、審査運用管理委員会において審査を行い、認定後も、そのサイトが基準に沿った運営を行っているかどうか、継続的に監視を行う、審査と運用監視を両方行うということがございます。

審査・運用を監視する監視室というところは施設されていて、事務局の方であっても、毎月2回、公表の解禁の直前になるまで審査の経過をうかがい知ることにはできないというお話をされておりました。

16ページに、申請から運用監視までのプロセスフローという図がございますが、まず予備審査がありまして、こちらで事業者の存在確認や書式のチェックといった形式確認を行います。それをクリアしますと本審査がございます。ここでサイト自体の調査、サイトのいろいろなサーバーが置かれている実地調査なり書類審査が行われるそうですが、提出される書類は要求項目に沿ったものということで、非常に膨大な書類を提出しなければならず、基準適用のためには、先ほど言いました22項目すべてを満たす必要がありますために、途中で何回も是正とその確認、場合によっては再是正、再々是正ということで、途中で脱落する事業者さんもいらっしゃるんですけども、認定にこぎつけるまでには平均で3ヶ月ぐらいかかるということがございます。21年2月末現在で総申請数は62件、認定がすでに済んで公表されている件数は21件でございます。

認定されればそれで終わりということではないということでありまして、認定番号が付与されるそうですが、それをサイトに掲載した上で、EMAへの通報窓口、認定のサイトから第三者機関であるEMAに対して何かトラブルがあった場合の通報窓口へのリンクを張ることなどが義務づけられていたり、クレームについてもすべて記録をとっておいて、EMAにレポートで提出する必要があるらしいんですが、そのクレームを、サイト管理者、EMA両方が受け付けられる体制をつくらせるように指導するそうです。

その後もEMA側では、ユーザーとのやりとりやクレーム対応の状況、サイトの変更内

容などについて定期レポートを提出させたり、定期レポートの内容と、E M A側で保有する情報との突合を行ったりしながら、場合によっては必要に応じて是正対応をさせ、基準を満たせない場合には認定を取り消し、さらに1年後には更新審査をするという流れであるというお話を伺いました。

話を伺った印象では、一旦策定した基準でよしとするわけではないし、認定したサイトでよしとするわけでもなくて、常に状況の変化、ユーザーからの意見などを踏まえて、基準や適用判断なども見直すというスタンスであるかのように見受けられました。

コミュニティサイトの認定が先行いたしまして、その申請もずっと積み上がっている状態ということではあるんですが、現在、コミュニティサイト以外のサイトということで、表現系と呼んでいるらしいんですが、前のページにも「表現系コンテンツ検討ワーキンググループ」と書いてございますけれども、事業者自らが発信者となる、通常のサイトの認定制度についても現在、検討が進められているということでした。

ほかのワーキンググループでカテゴリー基準検討ワーキンググループというのがあるんですが、フィルタリング自体の改善に向けまして、より細かなカテゴライズに向けた意見表明がなされているということで、なされた意見表明については、ケータイ事業者によつてすでにフィルタリングへの反映がなされているということでございます。

このほか、今の理事会にぶら下がっております啓発教育プログラム部会に、16ページの下のほうに「ICTリテラシー啓発・教育活動」と書いてございますが、「ケータイ・インターネットの歩き方」という、画面上から見られるようなショートビデオコンテンツを作成して、こちらを認定サイトにリンクさせることを義務づけたり、ケータイ販売店の店頭などで実際に啓発活動を行うということで、啓発教育活動にも力を注いでいるというお話を伺いました。

E M Aに関しましては、とりあえず聞き取りの範囲でございますが、以上のような状況です。

18ページの ですが、もう一つの第三者機関ということで、インターネット・コンテンツ審査監視機構ができております。こちらはI - R O Iという略称ですが、昨年7月に設立されております。

E M Aはモバイルコンテンツだけなんですけど、こちらはP Cも対象とするということで、インターネットのコンテンツ全体を対象とする点と、サイトは、どの年齢層に適したものかということで、管理者が、例えば12歳未満にも見せていいということで、管理者自身

がセルフレーティングしたものを客観的に審査して認定を行うものだそうでございます。本年5月に認定マーク第1号を付与されたサイトの発表等も予定しているということでございます。

19ページの は、ケータイ各社が実施しているケータイ安全教室等の講座の実施状況でございます。NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、それぞれこういった実績や対象ということでやっております。

e-ネットキャラバンは、ネット関係5団体と経済産業省、文部科学省が運営協議会を構成いたしまして、保護者及び教職員向けにe-ネット安心講座を実施しております。年間1,000回を超えるペースで、ケータイ各社の職員の方などもキャラバン講師として日本全国に赴いているということでございます。20年度までの3カ年の事業という予定だったらしいんですが、21年度以降も継続することが法定されております。

20ページの につきましては、ネットいじめ、トラブル相談の実施ということで、安川委員からもご発表いただきました全国webカウンセリング協議会の活動や相談実績について簡単にまとめさせていただきました。2番目の○につきましてもインターネット・ホットラインセンターということで、先ほど簡単に触れさせていただきました。

21ページ、最後になりますが、インターネット書籍等販売事業者の調査ということで、ネットで図書類などの通信販売を行っている事業者に対して今月行いましたアンケート調査の結果でございます。

結果を見ていただきます前提といたしまして、都が指定いたしました不健全図書類につきましては罰則つきで、青少年への販売等が禁止される一方、自主規制ということで業者自らが18禁マークなどをつけて販売している表示図書類については努力義務ではあるんですが、いずれにしても条例上の義務として、青少年には見せたり貸したり売ったりしてはいけないことになっております。店舗において販売する際には、別の棚を設けるなどで区分陳列を行うべき、ビニールやひもがけなど包装するべきという両方が義務づけられておりますし、自動販売機に表示図書類を収納する場合には、見えない措置を施した上で、免許証などによって遠隔で年齢確認をするよう徹底しております。

これがネット販売の場合はどういう状況になっているのかということで、条例の運用を担当する係におきましても、これまでも条例の規定を、図書のネット通販を行うような会社の方に説明したり、できるだけ条例の趣旨に沿った販売を工夫してもらえようということで随時呼びかけてまいりましたが、現状、21年3月ぐらいの状況を率直に回答して

いただいた結果が、今ごろになっているものになります。

14社のうち13社から回答をいただいたんですが、そのうち、指定図書、表示図書いずれかを取り扱っているのは10社、いずれも取り扱っていないのが3社だったんですが、このうちほとんどが区分販売をしておりました。

ネット上で区分販売の具体的な方法といたしましては、アダルトというような形で商品カテゴリーを設けまして、一般に検索したらそういうほうにはたどり着けないようにしたり、アダルトカテゴリー自体に入るためには年齢認証をしたり、事前の会員登録、それも当然、生年月日の入力等が必要ですが、会員登録が必要という方法でございます。

3番目でございますように、会員登録時に行う年齢確認の方法については、やっている会社につきましては、いずれも利用者による自己申告ということでもございました。

ちなみに年齢確認をしていないという2社につきましては、一つについては、そもそもアダルト商品を取り扱っていない店、もう一つは、ネットで受注するけれども、商品の受け渡し自体は加盟店の店頭で対面販売で行うという店でした。

商品受取時の措置の有無ということで、商品を受け取る時に年齢確認をするかどうか、アダルト商品が青少年の手に渡らない何らかの措置をしているかということだったんですが、措置をしていないところが9社ございました。

そのほか、下の二つにつきましては、コンビニにおけるアダルト扱いの小口シール2点どめ雑誌というジャンルがあるんですが、そういった取り扱いの状況、条例で青少年への販売などが禁止されているものには図書以外に刃物、エアガン、アダルト商品などがあるんですが、そういったものの取り扱い状況についてもごらんとおりで、あまり取り扱っていないということでもございました。

以上が資料1の説明で、かなり長い時間をいただいて説明いたしましたが、資料2につきましても簡単にご説明申し上げます。

資料2は「ネット・ケータイの有害情報等に関する論点」ということでまとめさせていただきました。

このペーパーの性格ですが、これまで3回の専門部会で4人の方からヒアリングを行って、その後に質疑応答をさせていただきましたが、その際にいただいたご提言、委員の皆様からご質問を兼ねてご意見をいただいたものなどを議事録などから抽出いたしまして、大まかなテーマごとに分類いたしまして箇条書きにしたものでございます。

事務局といたしましては、本日と次回にご議論いただくに当たりまして、何かしら論点

があったほうがいいかなということで、あくまでたたき台として出させていただいたものでございます。

1番目は「子どもたちにインターネットや携帯電話との適切なつき合い方を身につけさせるためには」というテーマですが、これまでに出たご意見で、学校への持ち込みが禁止されていることでは問題は解決しない、家庭でのコミュニケーションの問題であるけれども、家庭間の格差の問題もあるので、抜け穴をつくらないためにも、ある程度学校側のもう一步踏み込んだ指導を期待するというような内容。

2番目の○につきましては、学校自身の意識も非常に問題であるし、モラル教育、トラブル発生時の危機管理のトレーニングなど、いろいろなことを学校に対しても行う必要があるというような内容でございました。

子どもたち自身がネットを介して、刑罰法令に触れるような行為に積極的にかかわるような現状を指摘していただいたり、インターネットのプラスの側面があるはずなのに、それを使いこなしてみずからの可能性を伸ばすという点では、日本の子どもたちは非常に劣って、かわいそうな状況であるというご指摘でございました。

その下に黒い四角でいろいろ書いてありますが、こういった現状や指摘などを踏まえまして、保護者に何を具体的に働きかけていくか、学校に対してはどうするか、子どもたちに対してどうするかというようなことをご議論いただくのがよいのではないかとということで、そういった記載の仕方をしております。

2番目は「フィルタリングの実効性を高めるには」ということで、前回主に出た議論ですけれども、第三者機関の認定リストが反映されたフィルタリングであっても完全ではないので、フィルタリング任せにして安心していることはかえって危ないというご指摘、第三者機関の認定に関する情報がそもそも保護者によくわかっていないので、詳細についてフィードバックしてもらう必要があるのではないかとというようなご意見がございました。

こちらにつきましても、事業者や保護者それぞれの働きかけについてご議論いただければということで書いております。

3番目は「利潤追求と相反し得るが、子どもの安全・安心のために望ましい企業努力とは」ということで、例えば機能限定ケータイについて、消費者である保護者がムーブメント等を起していけば企業が動くはずではないかというようなこと、保護者に対する情報提供や啓発資料の配布などもまだまだ不十分というご指摘をいただいております。

子どもが利用しているかどうかということで、年齢確認の認証の責任を企業のほうが引

き受けるべきではないか、子ども割のようなサービス導入に向けて企業努力をしたらどうかというようなご要望もございました。

企業自らだけでなく、行政の側も企業に対し、犯罪を誘発しないようなインセンティブを与えていくべきとのご意見や、保護者による、子どものケータイに関するコントロールを高めるサービス、例えば子どものアクセス履歴の確認の導入の推奨などといったご提案もございました。

菱形で書いているところは、委員からご意見が具体的にあったわけじゃないんですが、企業努力というテーマに関連しまして、プロバイダーや掲示板管理者の自主努力、有害情報の削除に応じないサーバー管理者の対策なども論点としてはあり得るんじゃないかということで、事務局のほうで加えさせていただきました。

4番目は、資料1の最後でご説明いたしました、ネットでの18禁物品のようなものの購入の防止を実効あらしめるための手だてがないかという論点ですが、こちらも委員の方からのご議論はあまりなかったと記憶しておりますが、現状につきましては、資料1の最後でご説明したとおりです。

参考として書かせていただいたんですが、例えば出会い系サイト規制法では、昨年改正によりまして、年齢確認を厳格に行うようになりまして、利用に当たってはクレジットカード認証を原則するようになったということを書かせていただいております。

5番目は児童ポルノについてでございます。

児童ポルノに関しましては、ネット以外の有害情報全般に絡む話題ですので、最初にも申し上げましたように、2～3回先の専門部会で論点整理をした際に再度取り上げることになりますが、ネットに関連しては、後藤委員のご発表の中でご提言いただいたかと思っておりますが、プロバイダーがブロッキングを開発・導入したり、検索エンジンを工夫するといった取り組みを法律や条例で促進してほしいというご意見がございました。

最後の6番目は、青少年に好ましくないバナー広告の掲出抑制についてということで、委員の間でのご議論は特になかったと思いますが、もともと問題提起をしたときに入っていたものでございますので、引き続き挙げさせていただいております。

こちらも参考事項といたしまして、EMAで聞いてきた話ですが、EMAがコミュニティサイトを認定する際の基準の中にも、先ほどの資料の17ページのリストの6番目に「青少年利用に配慮した広告掲載基準」という項目があるんですけども、EMAでは、バナーやリンク先の広告についても審査をしているということで、現在認定済みのコミュニテ

ィサイト 2 1 件ございますが、こちらもすべて認定を得るまでの間に、広告の問題で是正を指示されたという話は聞いております。

当面、事務局としては以上 6 点の論点を挙げさせていただきました。

長くなりましたが、資料の説明は以上でございます。

○前田部会長 ありがとうございます。議論いただくのは資料 2 からということかもしれませんが、ネット・ケータイの有害情報に対する論点、いろいろな切り口があると思います。

きょうはその前提として、資料 1 でご説明いただいたことに関してご質問とご意見をいただいて、なるべく共通の認識、基盤を固めて、その中で、どの論点についてどういう提言をしていくかという出発点といえますか、土台を固めてまいりたいと思います。

その後事務局が情報を集めてくださったりした部分がありますので、初めにご質問をいただければと思うんですが、どなたからでも結構ですので、よろしくお願いします。

○吉川委員 資料 2 の 4 の、出会い系サイトでのクレジットカード認証のことですが、私の記憶では、クレジット認証を義務化しているのは、出会い系サイトの中でも、例えば希望する条件で会員を検索した人に対して、その条件に合致する方の情報を提供するような、そういう役務を提供する業態だけだったと思います。

いわゆる結婚相談所みたいな、会員情報を登録して、そのプロフィールに合致する人の情報を紹介する場合だけなので、その他のいわゆる掲示板タイプの出会い系サイトは、そこまでの本人確認の義務化はなかったと思います。自主申告だったと思います。

○前田部会長 「原則とする」という言葉の読み方かもしれないんですが、義務づけをされているのはごく限られたものということですね。

○吉川委員 一部の役務提供をしている事業者に対しては……。

○前田部会長 それは義務になると。

○吉川委員 だったと思います。

○前田部会長 これは結構大事かもしれませんので。どの程度のところまで要求できるかということですけども。

ほかにご質問いかがでしょうか。

○後藤委員 質問ですけども、資料 1 の最後のインターネット書籍等販売事業者の調査についてですが、14 社はどういう会社ですか。アマゾンとかそういうところですか。

○青山青少年課長 アマゾン、b k 1、J B o o k、クロネコヤマトのブックサービス、楽

天ブックス、ライブドアブックス、紀伊國屋書店ブックウェブ、ジュンク堂書店ブックウェブ、ツタヤオンライン、e-hon全国書店ネットワーク、本やタウン、セブンアンドワイ、ファミマ・ドット・コム、eブックオフ、そういうものでございます。

○後藤委員 有名どころ。

○青山青少年課長 そうですね。

○後藤委員 大企業なり有名書店ですね。わかりました。

指定図書類と表示図書類はそれぞれどういう内容になるのでしょうか。

○青山青少年課長 それぞれ条例の中に基準がございまして……。

○後藤委員 指定のほうが悪い。

○青山青少年課長 何とも言いがたい部分があるんですが、基本的には指定図書類というのは、著しく性的感情を刺激し、甚しく残虐性を助長し、又は自殺もしくは犯罪を誘発し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるということで、指定基準といたしますか、規則でより細かく決まっております、知事が指定するんですが、健全育成審議会という知事の諮問機関に対しまして、実際の事務のやり方としては、私どもの担当のところから諮問をいたしまして、「指定やむなし」というような答申をいただきました上で指定行為をして告示をすることになります。告示をしましたら、販売業者、出版業者それぞれに対して義務がかかります。表示図書といたしますのは、条例の法文上の「著しく」なり「甚だしく」なりといった文言が取れたような形で「性的感情を刺激し」「残虐性を助長し」ということになるんですが、東京都の条例におきましては、発行、販売、貸付にかかわる事業者は、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認めるときは、相互に協力して、緊密な連絡の下に、そういった図書類を青少年に販売しないように努めなければいけないといった規定がございまして、実際には、例えば日本雑誌協会なりといったところとか出版倫理懇話会という、それぞれの業界でつくっている団体が、青少年に見せてはいけないと考える図書に18禁マークとか成年コミックマークをつけまして、東京都の条例におきましては、それを表示図書と呼んでおりまして、自主規制の対象となります。

○後藤委員 条例では、指定図書類については区分陳列をする義務があるわけですね。ところが、インターネットでの販売ではこれが全部空振りになるということですか。

○青山青少年課長 空振りになるというか、東京都規則によって定めるところにより、他の図書類と明確に区分しということなので、規定自体が、店舗での販売が前提とされていて、棚をどういうふうに設けるとか、張り出しの仕切り板を設けるとか、150センチ以

上のところに置くとか、物理的な隔離を前提とした規定になっておりますので、今のところ、業者さんに対して、アダルトカテゴリーのものが容易に青少年に売れないよう何かしら工夫をしてくださいということをお願いをしている状況になります。

○後藤委員 そもそも指定図書類を青少年に販売し、頒布し、または貸し付けてはならないとありますよね。これ自身はネット販売であっても適用されますよね。

○青山青少年課長 はい。

○後藤委員 わからないからいいんだという理解ですか。

○青山青少年課長 業者さんとしては、アダルトカテゴリーというところに入れて、検索にかからないようにして見つけにくくしたり、会員登録なり何らかの形で年齢認証を行ってはいるんですけども、年齢認証が自己申告であるということ。

自動販売機の場合ですと、遠隔ではあるんですが、当人が免許証なりを出して、その場で顔を見たりできますので、自己申告で生年月日を打ち込んだとしても、それが本当に正しいかどうかはわからない。大人が買ったことにはなっているんですけども、その辺が、ネットや通信販売だとわからない。

○後藤委員 ネット販売業者さんは、条例とかその辺の規定を守っていないというか、守ろうとしないというか、そういう状況だということですかね。

○青山青少年課長 守ろうとしていないというよりは、アンケートの書きぶりを見ますと、徹底する方策がわからない、いい方法があったら教えてくださいみたいな感じのところが多かったかなと思います。お店によっては、都のほうからご説明をした際に、表示図書なり指定図書の取り扱いをやめたところもあるんですが、取り扱っているところについては、年齢確認の方法は、今のところ自己申告に頼らざるを得ないということで、それ以上、いまのところはやっていないという状況だと思います。

○後藤委員 わかりました。ありがとうございました。

○住田委員 資料1の1ページの下の方、「生活上の問題点」というところで幾つか出てきているんですが、平成19年度日本PTA全国協議会というところからの意識調査と書いてあるんですが、小学校なんですか、中学校なんですか、高校なんですか、すべてなんですか。年齢的なところがわかれば知りたいと思います。

○青山青少年課長 小学校5年生約1,700人と中学2年生約1,900人、保護者約3,500人でございます。

○住田委員 ありがとうございました。私が担当している、はたち未満の子どもたちは、

もちろんこういうことは問題ですが、金銭的にパンクしちゃっているということもあるんです。それが一つも出てきていないというのがとても不思議だったんですね。

私のところに来ているのは、もう犯罪に手を染めてしまったとか、非行に走ってしまったという子どもたちのせいなのかなとも思うのですけれど、その辺はいかがだったのでしょうか。全く見えていないでしょうか、数字的には。

○青山青少年課長 生活上の問題点というところですので……。

○住田委員 保護者が回答した生活面についての心配な点というところがあるので、金銭的なものは出てくるかなと思って読んでいたんですけど、なかったのです。

今は限度額をつくって使えるということもあるんでしょうけど、私たちのところに来る子どもたちはめっちゃくちゃ使っています。払えなくなって、それをどうしようかということとで悪知恵を働かせている、次の犯罪に手を染めているところもありますので、ちょっとお聞きしました。

○青山青少年課長 原本を確認しましたところ、「子どもの携帯電話・PHS利用について心配なこと」に対し、「料金を使いすぎてしまう」というのが一番多く36.8%「メール機能の悪用や学校裏掲示板などによるいじめや恐喝」も30%を超えて、資料に掲げた項目よりもパーセンテージは多かったんです。複数回答になりますので、親の回答が全体的にこういう数字だったというよりは、その中で、生活面についての、子どもの携帯電話利用の心配な点を抽出し、それぞれの項目のパーセンテージを紹介したつもりだったのですが、抽出の仕方が少しミスリーディングでした。

○住田委員 ありがとうございます。わかりました。

○前田部会長 概念の整理を徐々に行っていかなきゃいけないと思いますし、この会の軸をどこに置いておくかということ意識しておかないといけません。ネット・ケータイの有害情報という言葉自体非常に難しく、3ページに整理されているわけですが、ここでは一般の違法情報が有害情報かということよりは、青少年にとっての有害情報、それにつながるかということで、青少年を軸に考えていくと、金銭的なこととか恐喝みたいなことも重要なものかもしれないですね。いろんな角度から、いろんな情報もありますので、徐々に整理してまいりたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○安川委員 11ページの学校非公式サイト監視のところですけども、最近、子どもたちがつくっているパスワードが設定されているような場合、どのようにするのかなとい

うことが一つと、海外のサーバーを使われていたり、子どもたちは学校名を明かさずに掲示板をつくっているケースがほとんどですけれども、東京都の学校なのか、ほかのところの学校なのかをどういうふうにして見分けるのかなというのが疑問だったので質問させてもらいます。

○青山青少年課長 教育委員会の細かい実際のお話になると、こちらでまだ把握していないんですが、今日は

どうしても来れないということで、お聞きしておきます。

○前田部会長 大事なポイントだと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

今回、E M Aに聞いてきていただいて、モバイルコンテンツの審査・運用機構の管理の問題がよくわかった面があるんですが、前にも警察庁で、バーチャル社会から少年をとというようなことで、コミュニティサイトの代表に来てもらって、モバゲータウンの社長に来てもらっている説明を受けたりしたことがあるんですが、前から、管理はきちりやっていて問題ないというんですけど、事件が起こっているんですね、コミュニティサイトで。大手のモバゲーなんかでいっぱい起こっているんです。だけど、こういう基準はクリアしているんです。こういう基準をクリアしていれば、子どもにとって有害でないかというのは別の問題じゃないかという気もするんですね。

本人が来て直接聞くと失礼になっちゃうかもしれないんですが、有害かどうか、どういうことを見ていくかということですけども、現に被害にあったきっかけになったところがどういうところなのかということとの突き合わせみたいなものも考えていかないと、出てくるものとしては、利用者はそこをうまくいくぐって、実質的な援助交際的なものに使えるんじゃないか。そこまでいったら、こういうのでは規制は無理だとか、いろいろな考え方があると思うんですが、少年にとってネット・ケータイの有害情報というときには、そこで現に青少年が被害にあうかどうかということが一番基準になってくると思いますので、これも並行しながら誠心誠意、E M Aはきちりした組織ですし、客観的にきちりやっちらっしゃるというのはよくわかるんですけども、それと並行してデータみたいなものは見ていく必要はあるのかなという気はしたんですけどね。

○吉川委員 総務省の主導と言っていいのかどうか分かりませんが、安心ネットづくり促進協議会というのが動き出しまして、先日も調査企画委員会に行ってきたんですけども、調査企画委員会の今回のテーマの柱が、インターネットの有害情報が子どもに与える影響

というふうなことですけれども、調査の概要を見る限り、例えば犯罪の発生と、インターネット上の有害情報との因果関係を客観的に統計データとしてとって、やはり一定の害があるのではないかと、という結果を導き出すというよりも、むしろ一般的にそういうふうな印象でマスコミに報道されているけれども、実はそうじゃないんじゃないか、むしろポジティブな事例もたくさんあって、インターネットは子どもに害があるだけじゃなくて、いい面もあるということなので、有害だから遠ざけるということじゃなくて、正しく健全に使っていくという方向で考え直さないといけないんじゃないかという根拠を見いだすための調査研究のような印象を持っているんです。

具体的な調査計画案を見ても、ネガティブ、ポジティブ両面から調べるということになっているんですけれども、ポジティブな事例に関しては、実際に作業部会のメンバーから事例を収集して、専門家に整理を委託すると具体的に書いてあるんですけれども、ネガティブに関しては書いてないんですね。ネガティブに関しては、文献を収集して調査を行うぐらいのことしか書いてないんですよ。

私個人としては、ネガティブな事例も対等に収集して、公平な観点で検証していても構わないと思っているので、東京都のほうでネガティブな事例などがあつたり、集められたりするのであれば、調査検証作業部会のほうにフィードバックすることも可能だと思います。作業部会の計画案の中にも、官民の他の関係者から資料提供を受けたり、インタビューを呼びかけると書いていますので、積極的にそこにかかわっていただければいいんじゃないかと思っています。

今回の資料2の論点を見ても、「有害情報」と言っちゃうと、「何が有害かは人によって意見が分かれる」と、話がはぐらかされてしまいがちなので、「ネット・ケータイが子どもに与える影響」とすればいいんじゃないでしょうか。事実、悪い影響も、いい影響もあるわけですし。

悪い影響の中にもさまざまな類型があつて、例えばこれまでのところに全然出ていない問題としては、今、学校でレポートとか論文を書かすと、学生がネット上の [Wikipedia](#) とか調べて、そこから模範的なレポートなんかを勝手にコピーして出すという問題がありますよね。

大学では、それが一部でも発覚すれば、すべての試験に関しても無効にするという厳しい措置をとっているらしいんですけれども、そんなことで考える力が低下していくというふうな影響もあつたりしますので、与える影響という側面から何らかの対応を議論してい

ったら比較的反発も少ないというか、こちらの意見が通しやすいのかなという印象を持ちました。

○前田部会長 先ほどの話にかかわるんですけども、有害とは何かということで、抽象的に議論すると拡散する、雲散霧消するようなどころもありますので、裏にこういう問題があるところを押さえて、いままでやってきたやつは、ネット上の情報がきっかけになって犯罪に走ったのはどれだけいるかみたいなこととか、そういうのを見ると犯罪を犯しやすいということもずいぶんやったんですけど、もう一つは、ネットがある関係で青少年育成条例が被害にあうかどうかということは、いまでも確たる数字があるわけだと思えますが、それ以外にも、今ご指摘いただいたようなこととか、いろんなもの、逆に、ネットがあることのプラス面を考量していくというのはなかなか難しいかなという感じがするんですけどね。

バランスをとって両面考えていかなきゃいけないと思うんですけど、ここは青少協ですので、子どもにとって有害とは何か、間連するものを全部洗い出していくことが土台にあったほうがいいと思うんですね。その一つのポイントになるのは児童ポルノみたいなもので、これは絶対的な害悪である、それがネット上非常に大きなポイントになってくると思うんですけどね。

○徳本委員 12ページの他県の情報について少し確認させていただければと思います。

東京都におきましては、ここで挙げられている各種義務が販売業者等にかけているということですが、この義務といいますのはいわゆる努力義務ということでしょうか。

兵庫県や広島市の場合は努力義務ではなくて、行政的な規制が、義務違反に対してはかかってくるタイプの条例であると。

○青山青少年課長 そうですね。指導・勧告して従わなければ公表ということです。

○徳本委員 一番厳しいのが鳥取県の、これは刑事罰がかかってくる。

○青山青少年課長 従わないと罰則がかかるという形です。

○徳本委員 兵庫県や広島市が行政的な規制を選んで、鳥取県が刑事罰を選んでいるわけですが、その辺の経緯等、もしご存じであればお教えいただければと思います。

○青山青少年課長 ネット等で見られる範囲の審議会議事録みたいなものは一応見たんですけども、私の印象ですが、あまり厳密に、例えば電気通信事業者の法律的な権限とか制約の検討というよりは、意識面といいますか、問題がこれだけ大きいことから、特に兵

庫県は義務化が可能かという議論がかなりあったみたいですが、青少年インターネット環境整備法の内容ではかなり弱いので、保護者の責務なり事業者の責務をもう少し踏み込んだ形で示す必要があるんじゃないかということで、こういった答申が出て、それに従って行ったパブコメに対しても、あまり大きな反対はなかったように記憶しているんですが。議会の議論がわからないので何とも言えないんですけども。

○徳本委員 鳥取県の場合でしたら、行政的規制よりは刑事的な規制を選んだ具体的な、特に明確な理由があるわけではないということでもよろしいですか。

○青山青少年課長 そこまでの検討過程はなかなか見えてこなかったんですけども、ネットカフェをねらい打ちというよりは、不特定多数の方が利用する公共的施設全般を対象としているので、公民館やら何やらも入るということですけども、また個別に聞いてみたいと思います。

○徳本委員 ありがとうございます。

○内山委員 21ページのネット販売についてですけども、東京都の場合は指定図書は、個別の雑誌名が指定されるようになっていきますよね。ただ、多くの府県では包括指定か何かで、雑誌名が特定されないような状況になっているのがとても多いと思うのですが、むしろ有害図書であるという認識を、ネット販売の業者がどのくらい持っているんだろうかということ、話を伺っていて疑問に思ったのですが、その辺がわかったら教えていただけますでしょうか。

さっきお伺いしたのは全部全国販売のですね。そうすると、東京都の場合は個別で指定されるからいいけれども、そうじゃない場合は、特定の雑誌名が有害図書であるという認識は非常に持ちにくいと思うんですね。

○青山青少年課長 あくまで東京都からアンケートを出させていただいた立場なので、東京都の指定図書についてどうかということでお聞きしまして、他県はいろいろ扱いが違うということは、わかっている人はわかっているし、わかっている人はわかっていなくて、何が指定図書なり表示図書に該当するのかわからないという回答をよこされた会社もありました。事前にある程度、昨年来担当が説明したようなところだと、指定図書を扱っているのであれば、一般の店舗にも送っているような形で、毎月告示をすると同時に、はがきで、この本については指定図書ですと、ISBN番号とか含めて具体的に通知することができますので、東京都の指定図書については、そういったものは売らないでおこうという意識のあるお店であれば、指定されたとわかった時点でそれを削除したり、パソコン上

で管理しているものから省いたりされているようです。また、表示図書というのは、雑誌協会なり出版倫理懇話会なりというところで、業界全体が、版元と書店と流通（取次）などを含めて、これはアダルト扱いということにしていますので、アダルトカテゴリーということにフラグが立つということらしいんです。他県の有害図書は、東京都でいいますと、指定図書も入れれば表示図書も入るということで、われわれが東京都の条例上やっている区別は特段ないので、18禁も全部有害図書だし、それに当たらない、東京都で指定していないし、18禁がついていないものについても他県では例示されるなりして有害図書に該当するかもしれないんですが、東京都の立場としては、両者については販売しないということになっているので、東京に会社があって全国に発送するという立場であれば、東京都の条例を遵守していただきたいということで、他県についてどうするかというのはともかく、われわれのほうで青少年に販売できないこととなっているものは、そうしないようにしてほしいということをお願いをしたりしている状況でございます。

○前田部会長 有害図書の問題とネットは別になるけれども大きな問題というか、ここのところ急激に伸びてきて、アマゾンが日本一の販売店になっちゃったわけですよ、ついこの間。ダントツの1位になって、紀伊國屋も三省堂も飛んじやったわけですよ。本を買う人の一番大きな部分がここになってきていますので、全国に売っていくわけですよ。

アマゾンってどこにあるということになるんですかね。東京都の条例が引っかかるのかどうか。

これは大問題だとは思いますが、そこをどうしていくか、急にトップに躍り出たのは何ヶ月前だとチラッと聞いた話ですけど、ここのところで急激な動きがあるみたいなんですよね。

有害情報の中の、本の販売も非常にウエイトの大きなものですが、有害図書をどうしていくかという問題は、それはそれで1個非常に大きな問題なのかなと。

もう一つは、前の青少協で議論になったのは、有害図書の中のポルノ画像みたいなものはもう本屋では買わないよ、みんなダウンロードして買うんだという問題がありますよね。

今、その辺の実情がどうなっているかわからないんですけども、そこは本人確認がクレジットカードでできているのかどうかとか、そういう問題もあるとは思いますがね。

有害情報の中で、書籍販売の問題は結構難しいし、大問題になっちゃうのかもしれない。もちろん検討して、可能な対応ができればいいと思いますけれども、非常に大きな問題なのかもしれないと思います。

今回調べてきていただいて、こういうのにもアマゾンが答えているじゃないですか。けど、2年前に警察庁が呼び出したときには無視して一切返事しなかったんですよ。社会的な存在として生きていくためには態度を変えてきているのかもしれないし、児童ポルノのことだったと思うんですけども、これも非常に大きな問題だと思います。

大きな問題だから避けるという意味じゃないんですけども、切り分けるというか、考えておかなきゃいけない問題が入っている可能性はあると思うんですね。

○新谷委員 まず一つには、鳥取の件に関しましては正確なことはわかりませんが、鳥取のPTAさんのお話を聞きますと、教育委員会が非常に熱心である、ノーケータイ、鳥取の子どもにはケータイを持たせないくらいまで非常に強い姿勢だったということ。

何でそういうことができるのかと聞いたら、反対がないから、非常に人口が少なく、おっとりしている、みんなそうだそうだとしたからとサラッと言われてしまいました。

ペナルティを課すことは非常に大きいことだと思いますし、一番実効性があることだと思います。

二つ目は業界。EMAとかの第三者機関の話で、業界に入った第三者機関は免責に使われてしまう。反対の証拠を出されて、こうなんだから大丈夫と言われてしまうのかなと思って非常に心配です。

EMAも非常に細かい基準が出ましたけれども、実際に被害の事実は出ていますし、GREEの画面を見ていただければわかりますけれども、アフィリエイトの広告がちゃんとして

いる。
GREEの画面を見てください。漫画が出ていて、ポルノっぽくはないんです。普通の男の子が出てきて、漫画の広告が出ています。その子がこう言います。「先生、私のこと好き？」
「いいんだよ」、別にエロくも何でもないですよ。「やばい、こいつうまいぞ」、こういったものが出ていて、その広告のところに入って行く。そうすると、そういう漫画を買いたしようというところに行くんですね。これが本当に健全なアフィリエイトをチェックしているのか、非常に疑問です。

EMAが認定した有料サイトGREEは非常にお金がかかる。アバターとかいろいろなものがあって、それは裸でいると恥ずかしいので、どんどんお金を使って買って着せていくんですね。子どもがどんどんお金を使うシステムになっていますし、お金がない場合は友達を招待する。友達をどんどんGREEに招待して、そこに入れると自分がお金をもらえるんです。どんどんお友達を広げていくという仕組みになっていて、そういう仕組みが、

この基準には引っかからない。でも、実際、親たち、子どもたちは困っているし、モバゲ―もそうですが、被害が出ている。

こういった事実をどういう基準でクリアしていくのか、OKとしていくのかというのは非常に難しいんですが、表向きの小ざれいな基準だけに惑わされないで、実態を見ていくようなシステムなり、機関なり、目なり、私たち保護者、また社会も見ていかなくちゃいけないと非常に危機感を感じた次第です。

三つ目、年齢認証の件。年齢認証と言うと、業者さんは、どうやったらいいのか教えてください、手だてがないんですとおっしゃいますよね。でも、実際は年齢認証は機能していないのと同じだと思います。買う買わない、金銭が絡むものはクレジットカードということもあるでしょうが、それ以外の、アダルトサイトを見るとか見ないとか、そういったものは年齢認証がありますけれども、機能していないのと同じ。

一歩踏み込んで、例えばイエスとノーがあります。イエスのほうが微妙に枠が大きいとか、ほとんどイエス、自動的にそっちを選ぶようになっているとか、そういったものもあるので、そういったほうに誘導しないことという義務を課すとか、あなたがうそでこういったサイトに入るとこういったペナルティがありますよという、ペナルティの説明とか告知、そういったものをキチッと載せさせるとか、そういった細かいところに対応して行って、そこを義務化するとか、そういったことが必要になってくるのかなと。

向こうに対抗するほど細かく、こっちは、誘導するなどが、こういったものを説明しろとか、告知しろということ、もっともっといくと、反対のペナルティ、偽申告罪、うそを言ってこういうサイトに入ったら、例えば青少年だったら親が、罰則までいかないですけれども、勧告を受けるとか、そういうところまでいかないといけないのかなと。うそを言ったらこうだぞという申告罪みたいなものも設定しないとけないようになってくるのかなと。

どこまで闘っていくか、どこまで言っていくかというのはあれですけれども、そういった視点も必要なのかと思います。

私は親の代表ですけれども、子どもが被害にあったり非行をしたり、そういったトラブルに巻き込まれたときに、青少年は守られているので無罪です。でも、うその申告をしたり、うそのいろんな手だてを使っているんなものを手に入れたりすることがあるので、子どもは無罪ですけれども、そういった場合に親に、罰則まではいけませんけれども、親に責任を負わせる。責任があると書いてあるんですから、実際に親に責任を自覚させるよう

な、子どもが被害にあったり犯罪を犯した場合には、その親に対して罰則なり勧告なり、責任を自覚させるようなシステム、規定、そういったものも一歩踏み込んでやってもいいのかなと思います。

○前田部会長 ありがとうございます。ご質問を離れて、いまのようなご意見、論点整理の方向でのご提案みたいなものもあるとありがたいんですが、いかがでしょうか。どなたからでも。

○吉川委員 論点整理の提言というほどのことじゃないんですけど、最近聞いた言葉で印象に残ったことがあったので申し上げるんですけど、今、IPアドレスの枯渇の問題で、IPのバージョン4から6に移行するための動きがあるんですけど、なかなか関係業界が動いてくれないんですね。

そのときに人というのは二通りあって、ネガティブな動機で動く人と、ポジティブな動機で動く人とある。例えばIPの問題だとすると、このままだとIPアドレスが枯渇するから大変だよというネガティブな動機で、やばいね、じゃ、動こうかというタイプと、IPV6を使うとこんなメリットがある、今ではできないようないろんな技術の可能性がありという魅力の部分に食いついてくるタイプと、両方あるんですね。

テレビコマーシャルというのは、商品の宣伝をするときには、ネガティブ志向の人とポジティブ志向の人両方に食いつくような訴求をするという話なんです。

例えばケータイのフィルタリングにしても、機能限定ケータイの推進にしても、動機として、今のケータイは危険だからというネガティブな動機で動いてくれる保護者もいれば、機能限定ケータイを使うと学校に持ち込みかできるようになるからとか、フィルタリングを使うと安くなるとか、そういうポジティブな動機で動く人と両方いることを想定して、訴求するにしても、二通りのパターンの方を意識した訴求をしていくといいのかなと。

○前田部会長 ありがとうございます。具体的な提案のときにはそれがポイントになると思うんですが、何らかの働きかけの引力がないと、政策をつくっても人が動いてくれない。

その意味で、1番の「インターネットやケータイとの適切な付き合い方を身につけさせるためには」ということで幾つか、これについてはいろんな企業、都庁もずいぶんやっていらっしゃるわけですね。文部科学省もいろいろやっている。それぞれまた不十分な面もある。

いままでやっているものを、ここのところはどう改善し、さらにつけ加えていくかという感じがあると思うんです。学校に持ち込ませないということだけではだめなんだという

メッセージが強く出ているんですが、保護者にどう働きかけるか、子ども自身にどう働きかけるか、いままでやられているものでどこがまだ足りないかということが一つポイントになってくるかなと思うんですけども、その他について何か。

○住田委員 「子どもたちにインターネットや携帯電話との適切な付き合い方を身につけさせるためには」というところの論点の中で、「家庭間の格差もあり、すべてを保護者の責任に帰するのは酷い、これは違っていると私は思います。

先ほど新谷さんがおっしゃったように、親が責任をとらなきゃいけないんですよ。親が責任をとらない限りは、子どものことに関してはだめです。事件を起こすと、いつも出てくるのは学校の先生であったりします。親は全然見えません。私はやっぱり親が責任をとるべきだと思っています。この辺は強く言いたいと思っています。

○前田部会長 これも非常に大事なご指摘で、ご提言いただく上でポイントになってくると思います。ご議論いただいていく一つの柱になっていくと思うんですが、ほかにいかがでしょうか。

○野田委員 今の点に関しまして、7ページに、総務省とか文部科学省とか経済産業省とかがやっているような取り組みが載ってしまっていて、もう一つ、19ページ、NTTドコモとかKDDIとか、民間のケータイ会社が行っている取り組みが載っているんですけども、数が出ているところと出ていないところがあるんですけども、数を比較すると、例えばNTTドコモは受講者が100万人ぐらいいて、これは全国でということですよ。

○青山青少年課長 全国です。

○野田委員 文部科学省が行っている、7ページにある実施件数も全国ということだと思うんですが、民間のほうが、今のところ数的には活発にこのような対策を行っているのかなというイメージですけども、詳しい先生方がいらっしゃるんで、内容的に適切なものを行っているのかどうかとか、受講しやすさといいますか、学校とか親が、積極的に呼んでやっているんだと思うんですけども、呼びやすさとか、そういうことでご存じのことがあって教えていただけのでしたらお願いいたします。

○安川委員 KDDIさんもドコモさんの講演会もいろいろ聞かせてもらっていますし、安川の講演会にも来てもらっています。やっている内容的には、ドコモさんもKDDIさんも同じようなことですけども、ジレンマがあるということは言っていました。

あまり具体的にやってしまうと、そこで子どもたちのケータイ離れが起こってしまって、恐いから持たないというふうになってしまうとまずいので、こういうふうに使えば安全な

んだよということまでしか言えないんだというようなことは言っていましたね。ただ、内容的には、子どもにはすごくわかりやすい内容にはなっていると思います。

始めた方に話を聞くと、もともとはドコモとは離れた存在として子どもたちに訴えかけていくということが目的だったみたいですが、それによって、ドコモのケータイは...、なんていうふうになってしまうとまずいので、今はオブラートに包んだような講演になっているということは言っていましたね。

○前田部会長 回数と比較を野田委員がされたんですが、eネットキャラバンは両方にまたがるということですね、民間と。eネットキャラバンをやっているのは純粋な民間ということなんですかね。

○青山青少年課長 マルチメディア振興センターが事務局でやっているようです。

○前田部会長 それは半分公がプッシュしてやらせているんですね。

○青山青少年課長 経済産業省と文部科学省と両方で。

○前田部会長 経済産業省と文部科学省は自分たちの業績として、これだけやっていますと回数を出したりすることもあるんですね。

○青山青少年課長 そうですね。

○前田部会長 そのところをどっちから見るか、どっちから見る必要もなく、実態として、それだけたくさんやっていただければ、それはそれで。

それと、中身の問題があると思うんですが、それで十分なのか、今、安川委員がご指摘になったところは、ある意味で一番難しい問題で、経済産業省、総務省は、子どものケータイを被害を防ぐというのはもちろん一致しているんですが、ケータイ離れは防がなきゃいけないという意識は確かに持っていらっしゃると思うんですね。

それは日本の全体の国策として、ケータイ離れは絶対に起してはいけないという選択もあるし、ケータイの利用が少し減っても青少年を守るほうが大事だという選択肢もあり得る、そのところが非常に微妙なところだと思うんですけどね。

E M Aは、利用が今より減るということは考えていない。子どものケータイ利用を減らす方向にはならないように基準をという意識がどうしても、ご説明がありましたけれども、離れているとはいっても、お金を出したところの利益というのは、コンテンツ会社はかなり大きいわけですね。

○青山青少年課長 E M Aがどうか何とも言えないんですけども、インターネット環境整備法自身が、インターネットを使わせないというものではないです。適正な利用を.....。

○前田部会長 使わせないという言葉はあれなんですけれども、適正なというときにぶつかり合うわけですね。どの程度まで角をためるかみたいな話なんです。そのところのスタンスが、この協議会で、どこがお金を出しているかみたいなところが微妙に影響してきている感じはしますよね。それに対応して客観的に、その基準を通ったところでもまだ害が出ているかどうかということは非常に大事なポイントになると思っているんですけどね。

今進められているいろいろな努力に対して批判的に申し上げているわけではないんですが、今やっていることをそのままいけばうまくいくというだけでもないという気はするということです。

ご指摘があった、家が責任を負う、親が責任を負うということが、どこで聞いていても、子どものほうがネットのことは詳しいから親は手も足も出ませんよという逃げ道というか、それがよく出てくるんですけど、それで本当にいいのか、親として、そのところにもう一步踏み込んで考えていく必要があるんじゃないかという点はあるんじゃないかと思うんですけどね。

資料2の1番のところでご意見とか、いかがでしょうか。

○吉川委員 そこにピンポイントで合うかどうかわからないんですけど、フィルタリングの普及は今いろんなところで進めているわけで、それによって有害サイトへのアクセスに起因するトラブルは基本的に防げると思うんですよね。

ただ、フィルタリングで対処でき得ない問題も一方である。例えばゲーム依存、ゲームサイト自体がE M Aで認定されているとすれば当然、子どもは使うわけで、そこで長時間にわたってのゲームの継続による健康面の問題もありますね。あるいは有料の場合には、先ほどおっしゃったように、お金の使いすぎという影響も出ているわけですよ。

例えばゲームサイトについては、未成年者が利用するものについては連続何時間までしか遊べない、連続使用時間が過ぎると、例えば6時間経過しないと再度ログインできないとか、そんなことは簡単にできるはずなんです。

料金についても、未成年者が親の同意を明示的に得ていないような場合には、1ヶ月に使える課金の上限を設けるとか、そういった部分で児童が受ける被害を防止することはできるかなと思うんです。

それはすごく各論的な話ですけども、今言ったのは、あくまでフィルタリングでは対処できない影響の一つの例ですけども、それがほかにもあるかもわからないので、フィ

ルタリングのことは、放っておいてもたぶん進んでいくと思うので、そこでカバーできないことを改めて洗い出してみても、事業者に要請できることはないかということを検討してもいいかなと思います。

○前田部会長 話がフィルタリングのことにつながっていきましましたので、2番はフィルタリング中心に論点を出していただいているわけですが、フィルタリングに関して、吉川委員のほかにご指摘いただくことがありましたら。

○鈴木委員 つい先日聞いた話ですけど、小学校の卒業式の後、子どもがケータイが欲しいということで、親がついて買いに行ったわけです。そこで、これだけ今、フィルタリングが普及、浸透してきたと言われている中で、一言も言われなかったというんですよ。

先ほどからのお話でも、数字的にはかなり伸びていると思うんですけど、実際の現場の販売員はそういうことがまだあるというのを聞いて、きょうお話を伺っていて、どうなのかなということを感じていたんですけど、先ほどのペナルティじゃないですけど、浸透するためにもっと何かあってもいいのかなということを感じたので、お願いしたいと思うんですが。

○前田部会長 ありがとうございます。そこは重要なポイントになるんですが、9ページの表の見方ですが、18年、都庁で条例にしても28%しか実施していなかったのが、20年2月には86%になったとおっしゃっていましたよね。これは子ども向けのケータイのフィルタリングということですね。

○青山青少年課長 それぞれお店の側に聞いたものですが、健全育成条例の認知度や、健全育成条例の中でのフィルタリング関係の規定も認知していますかというような流れの中で、青少年が使う場合にフィルタリングサービスを告知・勧奨していますかといった……。

○前田部会長 それが86%に上がったと。

○青山青少年課長 はい。

○前田部会長 今の鈴木委員のご指摘も重要ですし、ケータイの売り方を見ていると、各社ものすごい競争をしていますよね。売りにくい条件を果たしてどこまで言うだろうか。

NTTでも、フィルタリングを売りにして差別化しようみたいな感じも逆に出てきているのかもしれないですけど、ここのところの実態調査、これはヒアリングでしかないわけですね。お店側の回答ですか。

○青山青少年課長 最近は逆に原則加入になってしまって、デフォルトで入れるようになっているので、あえて確認しないという場合があったのかもしれないという気もしないで

もないんですが。

○前田部会長 フィルタリングがちゃんと機能して、中身の問題以上に、そもそもフィルタリングの載っている機械が売れるようになっていっているかの確認は重要かもしれないので。

その下の、都職員の店舗立入は、インターネットカフェの数字で、これは27.4%しかフィルタリングしてないと。

○青山青少年課長 これは立ち入ったものの中でのということですので、インターネットカフェが都内全域で、14ページで、575店あって、フィルタリング対策を実施しているのは171店というのは網羅的に調べていただいたんですが、都の職員の店舗立入調査というのは、ある一定の区域を区切りまして、例えば本屋とかカラオケ屋さんとか、条例の対象になっているようなところを全部調べた中で、ネットカフェについては、例えば18歳未満の方の深夜の立入に関して掲示があるかということも含めまして、フィルタリングを入れているかどうかを、実際に中に行って店員から聞いたり、見せていただくというようなことでやっているものです。

○前田部会長 これと、年齢確認をどこまでネットカフェでやっているかということの掛け合わせになってくると思いますが、子どももネットカフェで、フィルタリングがかかっていないものがかなり自由に使えるということになると、これはケータイというよりパソコンのほうになるのかしれないんですけども、一部抜け道ができちゃうということになるわけですね。ここのところがカバーできないと。

条例は、インターネットカフェ等のフィルタリングについて、鳥取は刑罰を課しているということですね。

○青山青少年課長 鳥取はネットカフェを含む公共の施設、学校は除くらしいんですが、不特定多数の方にインターネットの端末を供する場合ということで、主に営利事業者としてはネットカフェになりますし、営利じゃないとしても公共施設、公民館とかホテルとか、その他家電量販店とかいろいろな施設が挙げられているようで、先ほどの徳本先生のお話のことで思い出したんですが、鳥取で条例を施行する際に、ネットカフェ事業者、何店あったか覚えていませんが、あまり数は多くなかったということで、ネットカフェ事業者を集めて説明会を行ったということらしいんですが、特段の反対が出なかったという話で、その話を聞いたときに、鳥取だからなのかなというのを印象として持ったところですが、都の場合は未成年の深夜立入制限対象施設と同じく、ネットカフェということで対象を絞

った形です。ほかの条例もインターネットカフェを対象に努力義務を課しているという感じになります。

○前田部会長 フィルタリングの実効性が一つの柱だと思うので、いろんな角度からそれについて、落ちているところがあれば指摘していくということになるのかと思うんですけどね。

3番はかなり抽象的で、企業努力ということで利益相反なんですよ。KDDIさんとNTTドコモにしてみれば、使ってくれればくれるほどもうかるわけで、有害情報でもアクセスしてもらったほうが本当はもうかるので、ただ、もちろんもうかればいいなんてことではなくやっぺらっぺらだと思っぺらです。

ただ、あんまりもうからなくなっぺら潰れても困るわけで、そのバランスをどこでとるかということだと思っぺらですけどね。

ここに挙げられたことで何かご指摘いただくこととか、今後、ほかの論点とのつながりの中で3番は解消していく面があるのかもしれないんですけども。企業努力だけを取り出してどこまで提言できるかというのは難しいかもしれないんですが。

4番、5番、6番、18歳未満が購入できないものの中には本、有害図書も多いでしょうけれども、拳銃とかいろいろほかのものも含めて、それから、バナー広告の問題、どの程度のもので、どういう形で抑制するかということですね。

バナー広告で相当ひどい問題状況があるわけですね。

○青山青少年課長 先ほど新谷委員がおっしゃられたとおりで、あと、これもEMAの方が言ったんですが、広告の掲出についても別途ワーキンググループを設けるつもりだと。まだ立ち上がっていないらしいんですが、業界としては、広告の問題は非常に難しいんですという言い方をしている、営業活動という中でなかなか難しいんですよという言い方はされておりました。

○前田部会長 この委員会でも、広告の問題についても踏み込んで、そうすると、広告の問題性というときには、現実に広告はこういう問題があるから有害になる、こういうものは最低限抑制しなきゃいけないという合意形成が必要になってくるんじゃないかと思っぺらですけどね。

このあたりで、今後の議論のためにもご指摘いただくことがあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にはよろしいでしょうか。

次回は約1ヶ月後ということになりますかね。

○青山青少年課長 今予定しておりますのが4月24日、午後2時から5時ぐらいの間でということで、もし都合がつけばケータイ各社さん、もしくはEMAの方にもできれば来てほしいなということで、まだ確約がとれていないというか、年度が変わるので皆さん予定がつかないということで、一応お声をかけて、来ていただけるようにしたいと思っております。

○前田部会長 きょう出していただいたもので、また、ご意見をいただいたこともつけ加わるし、整理し直す面があると思いますが、それにもとに、有害情報に関して、最終的には提言をまとめていかないといけないわけで、この委員会として、青少年保護の視点というのは青少協のポイントですので、最低限こういう提言だけはしていかなければいけないということをもとめ上げていく。次回から動き出すという感じですね。

きょういただいたところも非常に重要なところがあると思うんですが、ほかの委員会でもそうなんですけど、この世界で概念の定義が非常に難しいんですね。有害とは何かというのもしろんな議論があって、違法とは何か、国の委員会もお手伝いすることがあるんですけど、お互い当然の前提でしゃべっているようで、意外にすれ違っていたりするんですね。

ですから、必要に応じていいと思うんですが、ある程度議論の切り分けと概念の整理みたいなものは必要だと。違っちゃってもいいと思うんです。青少協のスタンスははっきりさせておくということで、その意味では、何が有害かというときに、青少年の視点とか、健全にどう子どもを育てていくかという視点が抜けちゃうとまずいということだと思いますので、事務局のほうでも、そちらを軸にお考えいただきたいと思います。

他の県でもいろいろ努力されていて、刑事罰なんて知らなかったんですが、意外に動いているのかもしれないので、PTAの会は全国ネットでやっていたらしゃるわけですよ、そういうこともぜひ教えていただいて、安川委員なんかずいぶん回っていたらしゃるわけですし、ぜひ教えていただいて、東京は、そういう言い方はちょっと不遜ですが、全国から見ると非常に注目されるわけですね。東京都が変えたら、それに右へならえでやろうと思っているという発言をいろんなところで聞くわけで、その意味では責任が重いと思いますので、全国の議論を踏まえて前に進んで行っていただきたいと思います。

きょうのところはこのくらいでよろしいですか。

次回のこともご案内いただいたと思いますので、具体的にはご通知いただけるということですね。

○青山青少年課長 4月24日の午後からということですが、会場を含めまして後日ご通知を申し上げたいと思います。

○前田部会長 以上で専門部会の第4回を閉じさせていただきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。

午後8時13分閉会